

協力会社 基本契約書

BASIC AGREEMENT FOR PARTNER CONTRACTORS

野島技研（以下「甲」という。）と _____（以下「乙」という。）とは、
甲乙間の建設工事その他の業務に関する継続的な取引について、次のとおり基本契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（目的）

1. 本契約は、甲乙が相互に協力し、それぞれの技術と設備を持ち寄ることにより、単独では対応が困難な業務を遂行することを目的とする。
2. 本契約は、甲乙間で行われる個別の取引（以下「個別契約」という。）に共通して適用される。

第2条（個別契約）

1. 個別契約は、注文者となる当事者が発注書を交付し、受注者となる当事者がこれを承諾したときに成立する。
2. 発注書には、次の事項を記載する。
 - (1) 案件名および作業場所
 - (2) 本件における注文者および受注者の別
 - (3) 作業の範囲および内容
 - (4) 請負代金の額（消費税込み）
 - (5) 工期（着手日および完了日）
 - (6) 支払期日
 - (7) 現場責任者の氏名および連絡先
3. 本契約の定めと個別契約の定めが異なる場合は、個別契約の定めを優先する。

第3条（取引の形態）

1. 甲乙は、案件ごとに、いずれが注文者となり、いずれが受注者となるかを発注書において明示する。
2. 前項の定めにかかわらず、甲乙は対等な立場にあり、一方が他方に対して不当に不利益となる条件を強いてはならない。

第4条（請負代金の上限）

1. 個別契約1件あたりの請負代金の額は、消費税を含めて金500万円未満とする。
2. 前項の金額には、注文者が支給する材料の市場価格および運送費を含むものとする。
3. 1件あたりの請負代金が金500万円以上となることが見込まれる場合、当事者は速やかに相手方に通知し、建設業法上の許可の要否その他必要な事項を協議のうえ、書面により合意した場合に限り、当該案件を実施する。
4. 甲乙は、前項の適用を免れる目的で、実質的に一体である工事を分割して契約してはならない。

第5条（請負代金の支払）

1. 注文者は、受注者に対し、毎月末日を締切日とし、翌月末日までに当該月の完了分の請負代金を、受注者の指定する金融機関口座に振り込む方法により支払う。

2. 振込手数料は注文者の負担とする。

3. 建設業法その他の法令が前項までに定める期日より短い支払期限を定める場合は、当該法令の定めに従う。

第 6 条（検査および引渡し）

1. 受注者は、作業が完了したときは速やかに注文者に通知し、注文者は通知を受けた日から 7 日以内に検査を行う。
2. 検査に合格したときをもって引渡しとする。不合格の場合、受注者は自らの費用により速やかに補修する。

第 7 条（契約不適合責任）

1. 受注者は、引渡した目的物が種類、品質または数量に関して契約の内容に適合しないときは、注文者の請求に従い、自らの費用により補修または代替物の引渡しを行う。
2. 前項の請求は、注文者が引渡しを受けた日から 2 年以内に行わなければならない。ただし、受注者が不適合を知り、または重大な過失により知らなかったときは、この限りでない。
3. 井戸の掘削その他、地中または構造物の内部に係る工事であって、不適合が外観から判別できないものについては、前項の期間を引渡しの日から 3 年とする。
4. 注文者が発注者（施主）に対して前 2 項より長い期間の責任を負う場合、受注者は当該期間について同等の責任を負う。ただし、注文者は個別契約においてあらかじめその旨を明示しなければならない。

第 8 条（責任の分担）

1. 甲乙は、自己の施工または業務に起因して生じた損害について、それぞれ自らの責任と費用をもってこれを負担する（以下「原因者負担の原則」という。）。
2. 施工不良、第三者への損害、工期の遅延その他の事故が発生した場合、注文者は発注者（施主）に対する窓口を一元的に担い、まず自らの責任において対応する。
3. 前項の対応に要した費用は、原因者負担の原則に従い、事後に原因を生じさせた当事者に対して請求することができる。
4. 原因の所在が明らかでない場合、甲乙は誠実に協議のうえ負担割合を定める。

第 9 条（保険への加入）

1. 甲乙は、本契約の有効期間中、次の各号の保険等に参加し、これを維持しなければならない。
 - (1) 労働者災害補償保険（労働者を使用しない場合は、一人親方等としての特別加入）
 - (2) 請負業者賠償責任保険その他第三者に対する損害を担保する保険
2. 甲乙は、相手方から求められたときは、前項の加入を証する書面を遅滞なく提示する。
3. 第 1 項の保険に参加していない当事者は、当該保険に参加するまでの間、現場作業に従事してはならない。

第 10 条（安全衛生）

1. 甲乙は、労働安全衛生法その他の関係法令を遵守し、作業場所における事故の防止に努める。
2. 現場に立ち入る者は、必要な保護具を着用し、当該現場の安全ルールに従う。
3. 事故が発生したときは、直ちに人命の安全を確保したうえ、速やかに相手方へ連絡する。

第 11 条（資格および許認可）

1. 甲乙は、実施する業務に法令上の資格または許認可が必要な場合、これを有する者に施工させなければならない。

2. 前項に該当する業務には、電気工事（電気工事士）、給水装置工事（指定給水装置工事事業者）その他法令が定めるものを含む。
3. 資格または許認可を有しないまま施工したことにより生じた損害は、当該当事者が負担する。

第 12 条（再委託の制限）

1. 受注者は、相手方の書面による事前の承諾を得ることなく、業務の全部または主要な部分を第三者に委託してはならない。
2. 承諾を得て再委託する場合であっても、受注者は再委託先の行為につき自ら責任を負う。

第 13 条（秘密保持）

1. 甲乙は、本契約および個別契約に関連して知り得た相手方の営業上または技術上の情報、および発注者（施主）に関する情報を、相手方の事前の承諾なく第三者に開示または漏洩してはならない。
2. 前項の情報には、顧客の氏名・住所・連絡先、図面、見積内容、請負代金の額を含む。
3. 本条の義務は、本契約終了後も 3 年間存続する。

第 14 条（直接取引の禁止）

1. 甲乙は、相手方から紹介を受け、または相手方を通じて知り得た発注者（施主）に対し、相手方の事前の書面による承諾なく、直接に営業活動を行い、または直接に取引をしてはならない。
2. 前項の義務は、当該案件の完了日または本契約の終了日のいずれか遅い日から 1 年間存続する。
3. 本条に違反した場合、違反した当事者は、当該取引により得た利益に相当する額を相手方に支払う。

第 15 条（反社会的勢力の排除）

1. 甲乙は、自己および自己の役員、従業員が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という。）に該当しないことを表明し、保証する。
2. 甲乙は、反社会的勢力に対して資金を提供し、または便宜を供与してはならない。
3. 前 2 項に違反したときは、相手方は何らの催告を要せず、直ちに本契約および個別契約の全部または一部を解除することができる。この場合、解除された当事者は、これにより生じた損害の賠償を請求することができない。

第 16 条（契約の解除）

1. 甲または乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当したときは、催告を要せず直ちに本契約を解除することができる。
 - (1) 本契約または個別契約に違反し、相当の期間を定めた催告後も是正されないとき
 - (2) 第 9 条に定める保険に加入せず、または失効したとき
 - (3) 支払を停止し、または破産、民事再生その他の倒産手続の申立てがあったとき
 - (4) 第 15 条に違反したとき
 - (5) その他信頼関係を著しく損なう行為があったとき
2. 解除の時点で進行中の個別契約の取扱いについては、甲乙が誠実に協議して定める。

第 17 条（契約期間）

1. 本契約の有効期間は、締結の日から 1 年間とする。
2. 期間満了の 1 か月前までに甲乙いずれからも書面による申出がないときは、本契約は同一条件でさらに 1 年間更新されるものとし、以後も同様とする。

第 18 条（協議および管轄）

1. 本契約に定めのない事項、または本契約の解釈に疑義が生じた事項については、甲乙が誠実に協議して解決する。
2. 本契約に関する紛争については、札幌地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

年 月 日

甲

住 所 〒004-0839 北海道札幌市清田区真栄 370 番 5 A 倉庫
名 称 野島技研

代表者 野島 昭男



乙

住 所 〒 一
名 称
代表者

